離婚協議書

離婚太郎（以下「甲」という。）と、離婚花子（以下「乙」という。）とは、本日、本書のとおり合意し、その証として本協議書２通を作成し、甲乙各１通ずつ保有する。

第１条 （離婚の合意）

甲と乙とは、本日、協議離婚すること、および、甲が速やかにその届出をすることを合意した。

第２条 （親権）

甲と乙は、甲乙間の子の親権について以下の通り定める。

長女・離婚一郎（2017 年 12 月 01日生）（以下「長女」という。）親権者・乙

第３条 （養育費等）

１　甲は、子の養育費として、13万円を2023年1月から2035年3月まで、15万円を2035年4月から2040年3月まで、毎月前月末日までに、乙の指定する口座に振込支払うこととする。振込手数料は甲の負担とする。

２　前項にかかわらず、子の心身の健康に関する事項、且つ緊急を要する事項は、甲または乙の判断で必要な費用を支出することができることとし、その費用はその判断をした甲または乙が支払うこととし、事後に甲乙協議の上負担割合を決定する。

第４条 （慰謝料）

甲は乙に対して、慰謝料として、金 150万円を速やかに支払う。

第５条 （面会交流）

乙は甲に対して、1か月に1回、子と面会交流することを認める。その日時・場所・方法については、子の福祉に配慮し、甲乙協議の上決定することとする。

第６条 （財産分与）

１ 乙は甲に対して財産分与として金 1425万円の支払義務のあることを認め、これを速やかに支払う。

第７条 （通知義務）

甲と乙は、各々、住所、居所、職場、電話番号等に変更が生じたときは、速やかに相手に通知することとする。

第８条 （その他）

本書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定することとする。

2022 年 11 月 11 日

（甲） 住所氏名

（乙） 住所氏名